

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年5月6日（平成28年（行情）諮問第354号）及び同年9月26日（同第603号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（行情）答申第563号及び同第572号）

事件名：沖縄防衛局による行政不服審査法に基づく審査請求に関する同法25条に基づく審査請求の審理に関する記録等の開示決定に関する件（文書の特定）

沖縄防衛局による行政不服審査法に基づく審査請求に関する同法25条に基づく審査請求の審理に関する記録等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書1及び請求文書2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1-1ないし文書2-8（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年12月25日付け国広情第317号による開示決定及び平成28年6月20日付け国広情第117号による一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 不服申立ての理由

不服申立人が主張する不服申立ての理由は、異議申立書及び審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書（諮問第354号，処分1）

ア 対象となる請求の特定に誤りがある。

本件開示決定は、請求文書1と請求文書2の、2件の請求に対して同一の処分を行っているが、これは別々の開示請求であり、個別に処分が行われるべきものである。

イ 対象文書の特定に誤りがある。

請求文書1は審査請求に関する決裁以前に行われた「審理」に関する

る文書が対象であるため、請求文書1と請求文書2が完全に重複するということはありません、文書の特定に誤りがあることは明白である。

ウ 電磁的記録の存在について確認を求める。

情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」22頁は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」と定めている。

そこで本件開示決定で特定された紙媒体以外にも、電磁的記録形式が存在すれば、その特定を求めるものである。

エ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に電磁的記録（既にスキャナで読み取ってできた電磁的記録、又は既に保有している電磁的記録）が存在すれば、これに係る開示実施手数料は1ファイルにつき¥210円である。その場合、本件開示決定に係る開示実施手数料は開示決定通知書での請求額より少なくなると思われるので、開示実施手数料の見直しを求めるものである。

オ 開示実施手数料の計算に誤りがあると思われる。

国の統一見解（特定訴訟に係る被告「準備書面」）によれば、開示実施手数料の額の算定は開示請求時点において行政機関が保有していた行政文書の種別で算定される。

従って本件対象文書が当初、紙媒体で作成されたとしても、開示請求時点でスキャナにより読みとって電磁的記録として保存されていれば、その枚数に関わりなくファイル1個あたり¥210円となる。

処分庁はこの法理を理解せずに開示実施手数料を算定したものであると思われるので、計算のやり直しを求めるものである。

(2) 審査請求書（諮問第603号、処分2）

ア 改めて文書の特定を求める。

本件開示決定で特定されたとする文書の名称は、「国土交通省行政文書管理規則」（国土交通省訓令第25号）12条に基づき付された名称ではないと思われるので、改めて同条に基づき付された名称で各々の文書を特定すべきである。

イ 電磁的記録の存在について確認を求める。

（上記（1）ウと同一内容であるため、記載省略）

ウ 開示実施手数料の見直しを求める。

(上記(1)エと同一内容であるため、記載省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件不服申立てについて

(1) 本件不服申立て(異議申立て及び審査請求)に係る開示請求は、法に基づき、国土交通大臣に対して、請求文書1及び請求文書2の開示を求めてなされたものである。

(2) これを受けて、処分庁は、法11条の規定を適用することにより開示決定期限の特例延長を行ったうえで、平成27年12月25日付け国広情第317号により、別紙の2(1)に掲げる文書の開示決定を行い(処分1)、平成28年6月20日付け国広情第117号により、別紙の2(2)に掲げる文書を一部開示する決定(処分2)を行った。

(3) 本件不服申立ては、文書の特定等に疑義があることを理由として、原処分の取消しを求めるものである。

2 不服申立人の主張について

不服申立人の主な主張は、上記第2の2のとおりである。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

不服申立人は、本件開示請求に対する文書の特定に誤りがあることを理由として、原処分の取消しを求めていることから、原処分の妥当性について、以下のとおり検討する。

なお、諮問庁は、不服申立人のいう「沖縄防衛局による行政不服審査法に基づく審査請求」について、沖縄防衛局長が平成27年10月13日付けで国土交通大臣に対してした審査請求(以下「関係審査請求」という。)及びこれに係る執行停止の申立て(以下「関係執行停止申立て」という。)であると特定したものである。

(1) 請求文書1は、関係審査請求及び関係執行停止申立てについての審理に関する記録の全てを求めている。

関係審査請求に関して、審査庁である国土交通大臣は、平成27年10月14日付けで処分庁である沖縄県知事に対して弁明書の提出依頼を行い、同月22日に沖縄県知事より弁明書を受領した。また、関係執行停止申立てに関して、審査庁である国土交通大臣は、同月14日付けで処分庁である沖縄県知事に対して意見書の提出依頼を行い、同月22日に沖縄県知事より意見書を受領した。そのうえで、国土交通大臣は、同月27日付けで執行停止の決定を行った。その後、国土交通大臣は、平成28年3月7日に沖縄防衛局長より同月4日付けの関係審査請求及び関係執行停止申立ての取下書を受領したため、同月7日付けで沖縄県知事に対して右取下書を受領した旨を通知した。

よって、関係審査請求及び関係執行停止申立てについての審理に関す

る記録の情報が記載された行政文書としては、（ア）審査請求書、（イ）それに関する弁明書及び添付書類、（ウ）執行停止申立書、（エ）それに関する意見書及び添付書類、（オ）決定書並びに（カ）取下書が対象となる。

本件開示請求を受け付けた平成27年10月29日時点から60日以内における開示可能な行政文書としては、審理の手続きが終了している関係執行停止申立てに関する文書であり、上記（ウ）ないし（オ）に関する文書が開示対象であるため、文書1-1ないし文書1-3を特定して開示した処分1を行い、その他の文書は、該当する行政文書の量が著しく大量であり、かつ、当該請求文書の調査等に相当な時間を要することから、法11条の規定による特例延長を適用し、平成28年6月30日までに開示することとした。

その後、当該請求文書の調査等が終了したことから、請求文書1の対象文書として上記（ア）、（イ）、（エ）の添付書類及び（カ）を開示する処分2を行ったものである。なお、上記（カ）取下書については、本件開示請求時点において、処分庁は保有しておらず、本来は本件開示請求の該当文書ではないが、不服申立人の便宜を図り、対象文書として特定した。

したがって、請求文書1の対象文書として、処分1において文書1-1ないし文書1-3を特定し、処分2において処分1で開示していなかった残りの文書または処分1後に取得した文書である文書2-1ないし文書2-4を特定した原処分は妥当である。

なお、文書1-1ないし文書1-3及び文書2-1ないし文書2-4についての電磁的記録は、本件開示請求時点において存在しない。

また、処分2に対する審査請求に関して、関係審査請求及び関係執行停止申立てに関する一式の書類については、上記（カ）の取下書を受領した後、国土交通省行政文書管理規則（国土交通省訓令第25号）12条における行政文書ファイル「平成28年3月4日付け取下げ（審査請求）」として登録したが、文書2-1ないし文書2-4については、当該行政文書ファイル内の一部の文書であるため、個々の文書に同条における名称はない。

- (2) また、請求文書2は、関係審査請求及び関係執行停止申立てに関する決裁関連文書を求めており、本件開示請求を受け付けた平成27年10月29日から60日以内における開示可能な行政文書としては、上記（エ）の意見書の提出を依頼する決裁関連文書及び上記（オ）の決定書に関する決裁関連文書として、文書1-4及び文書1-5を特定し処分1を行い、上記（1）と同様の理由で、法11条の規定による特例延長を適用し、平成28年6月30日までに開示することとした。

その後、上記（１）と同様に、当該請求文書の調査等が終了したことから、関係審査請求の対象文書として、上記（イ）の弁明書の提出を依頼する決裁関連文書、上記（イ）の弁明書の受領した旨を通知する決裁関連文書及び上記（カ）の取下書を受領した旨を通知する決裁関連文書を開示する、原処分を行ったものである。なお、上記（カ）の取下書を受領した旨を通知する決裁関連文書については、本件開示請求時点において、諮問庁は保有しておらず、本来は、本件開示請求の該当文書ではないが、不服申立人の便宜を図り、対象文書として特定した。

従って、請求文書２の対象文書として処分１において文書１－４及び文書１－５を特定し、処分２において処分１において開示していなかった残りの文書または処分１後に取得した文書である文書２－５ないし文書２－８を特定した原処分は妥当である。

なお、文書１－４及び文書１－５並びに文書２－５ないし文書２－８についての電磁的記録は、本件開示請求時点において存在しない。

また、処分２に対する審査請求に関して、文書２－５ないし文書２－８は、上記（１）に記載のとおり、国土交通省行政文書管理規則１２条における行政文書ファイルの一部の文書であるため、個々の文書に同条における名称はない。

- （３）上記（１）及び（２）のとおり、請求文書１及び請求文書２に対し、処分１において文書１－１ないし文書１－５を特定し、処分２において処分１で開示していなかった残りの文書または処分１後に取得した文書である文書２－１ないし文書２－８を特定し一部開示した原処分は妥当である。また、不服申立人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

４ 結論

以上のことから、本件開示請求に対して、処分１において文書１－１ないし文書１－５を開示したうえで、処分２において文書２－１ないし文書２－８を特定し、一部開示とした原処分は妥当であると考えます。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２８年５月６日 諮問の受理（平成２８年（行情）諮問第３５４号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年９月２６日 諮問の受理（平成２８年（行情）諮問第６０３号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同年１１月１日 審議（平成２８年（行情）諮問第３５４号及び同第６０３号）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

不服申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書(紙媒体が特定された本件対象文書の電磁的記録及び他の何らかの文書)があるはずであるとして、原処分の取消しを求めていると認められるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、請求文書1及び請求文書2(本件請求文書)の開示請求の対象となる文書は、処分1の後に取得した文書2-4及び作成した文書2-8を含め、処分1及び処分2(原処分)において本件対象文書として特定されたものが全てであり、不服申立人が特定を求める、紙媒体が特定された本件対象文書の電磁的記録は、本件開示請求時点においていずれも存在しない旨説明する。

(2) 本件対象文書の作成・取得の経緯、その内容等に鑑みれば、国土交通省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不服申立人のその他の主張について

不服申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した各決定については、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

請求文書 1 沖縄防衛局による行政不服審査法に基づく審査請求に関し「行政不服審査法」25条に基づく「審査請求の審理」に関する記録の全て。

請求文書 2 沖縄防衛局による行政不服審査法に基づく審査請求に関する決裁関連文書の全て。

2 本件対象文書

(1) 平成27年12月25日付け国広情第317号(処分1)分

文書1-1 平成27年10月13日付け沖縄防衛局長よりの執行停止申立書

文書1-2 平成27年10月21日付け沖縄県知事からの文書1-1に対する意見書(本文のみ)

文書1-3 平成27年10月27日付け文書1-1の申立てに対する決定書

文書1-4 平成27年10月14日付け国水政第41号の決裁関連文書(意見書について)

文書1-5 平成27年10月27日付け国水政第45号の決裁関連文書(決定書について)(意見書の添付資料部分を除く)

(2) 平成28年6月20日付け国広情第117号(処分2)分

文書2-1 平成27年10月13日付け沖縄防衛局長からの審査請求書

文書2-2 平成27年10月21日付け沖縄県知事からの弁明書

文書2-3 平成27年10月21日付け沖縄県知事からの意見書(添付資料のみ)

文書2-4 平成28年3月4日付け沖縄防衛局長からの取下書

文書2-5 平成27年10月14日付け国水政第40号の決裁関連文書(弁明書について)

文書2-6 平成27年10月27日付け国水政第45号の決裁関連文書(意見書の添付資料のみ)

文書2-7 平成27年10月27日付け国水政第49号の決裁関連文書(弁明書の送付について)

文書2-8 平成28年3月7日付け国水政第99号の決裁関連文書(審査請求の取下げについて)